

令和7年度

第1回

日向市特別職報酬等審議会資料

令和7年7月4日（金）

目 次

1	日向市特別職報酬等審議会について	1 ～ 1 1 ページ
2	議員報酬及び市長・副市長及び教育長の給与について	1 2 ～ 1 8 ページ
3	財政状況	1 9 ～ 2 2 ページ
4	その他	2 3 ～ 2 7 ページ

① 日向市特別職報酬等審議会について

1. 日向市特別職報酬等審議会条例
2. 特別職の報酬等について(昭和39年 自治給第208号)
3. 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例
4. 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
5. 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
6. 特別職・一般職の区分
7. 地方公務員法（抜粋）
8. 特別職の報酬等について(昭和48年 自治給第77号)
9. 特別職の職員の給与について（昭和43年 自治給第94号）
10. 日向市特別職報酬等審議会について
11. 日向市特別職報酬等審議会設置までの経緯

日向市特別職報酬等審議会条例

(昭和39年 9 月30日条例第28号)

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、日向市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、日向市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議の特例)

第6条 会長は、感染症のまん延、災害の発生等やむを得ない理由により審議会を開催することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン」という。)を活用して審議会を開催することができる。

2 前項の場合において、オンラインにより審議会に出席することを希望する委員は、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て審議会に出席した委員は、前条第2項の委員とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

特別職の報酬等について（昭和39年5月28日自治給第208号 各都道府県知事あて自治事務次官通知）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが 適当であること。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。
この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（抜粋）

（給与の種類）

第2条 特別職の職員の受ける給与は、別に定めるもののほか、給料及び期末手当とする。

（給料）

第3条 特別職の職員の給料は、次の各号に掲げる額とする。

- （1）市長 月額 865,000円
- （2）副市長 月額 692,000円

（期末手当）

第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。

- 2 前項の場合において、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第21条第5項に規定する日向市一般職の職員の給与に関する規則(昭和41年日向市規則第10号。以下「規則」という。)で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（抜粋）

（給与の種類）

第2条 教育長の給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

（給料）

第3条 教育長の給料は、月額618,000円とする。

（期末手当）

第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。

2 前項の場合において、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第21条第4項に規定する日向市一般職の職員の給与に関する規則(昭和41年日向市規則第10号。以下「規則」という。)で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (抜粋)

(議員報酬の額)

第2条 議会の議員の議員報酬は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 議長 月額 433,000円
- (2) 副議長 月額 379,000円
- (3) 議員 月額 358,000円

(費用弁償)

第4条 議会の議員が招集に応じ会議若しくは委員会に出席するため又は公務のため旅行(住所又は居所から目的地までの旅行をいう。)したときは、その旅行について費用弁償として常勤の特別職の職員の受ける旅費と同一の額の旅費を支給する。

2 前項の費用弁償の路程の計算、支給手続、調整その他の支給方法は、日向市職員等の旅費に関する条例(昭和41年日向市条例第26号)の定めるところによる。

3 前項の規定により支給する旅費については、常勤の特別職の職員の例による。

(期末手当)

第5条 議会の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するものに対して、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した議会の議員についても同様とする。

2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。

3 前項の場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額に、議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

4 前3項に定めるもののほか、期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

特別職・一般職の区分

特別職

一般職

該当する職

市長、副市長、教育長、
議長、副議長、議員など

部長、課長、課長補佐、
係長、事務職、技術職など

議員報酬・
給与の改定

職務の性格及び責任の度合に
対応し、他市の状況、一般職
給与の改定状況、物価推移など
を総合的に勘案

民間の給与水準に一致するように
毎年改定を実施

特別職報酬等審議会の意見を
聞いて改定を実施

人事院勧告（民間給与との比較を
もとに行う給与勧告）に基づき改
定を実施

※特別職給与・議員報酬の時限的な減額は、特別職報酬等審議会を経ず、議会で特例条例案を審議・議決して実施する。

地方公務員法 (抜粋)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三条 地方公務員 (地方公共団体及び特定地方独立行政法人 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。) のすべての公務員をいう。以下同じ。) の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会 (審議会その他これに準ずるものを含む。) の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

特別職の報酬等について（昭和48年12月10日自治給第77号 各都道府県知事あて自治省行政局公務員部長）

特別職の報酬等については、「特別職の報酬等について」（昭和39年自治給第208号各都道府県知事あて自治事務次官通知）及び「特別職の職員の給与について」（昭和43年自治給第94号各都道府県知事あて行政局長通知）の趣旨に沿って措置されてきていることと思料するが、最近、一部の地方公共団体において、一般職の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

なお、貴管下市（区）町村についても、この通知の趣旨に沿って適切にご指導を願いたい。

特別職の職員の給与について

(昭和43年10月17日自治給第94号 各都道府県知事あて自治省行政局長通知) ～抜粋～

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会の委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が、元議員、当該地方公共団体から特別な財政支援を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当つては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたつては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

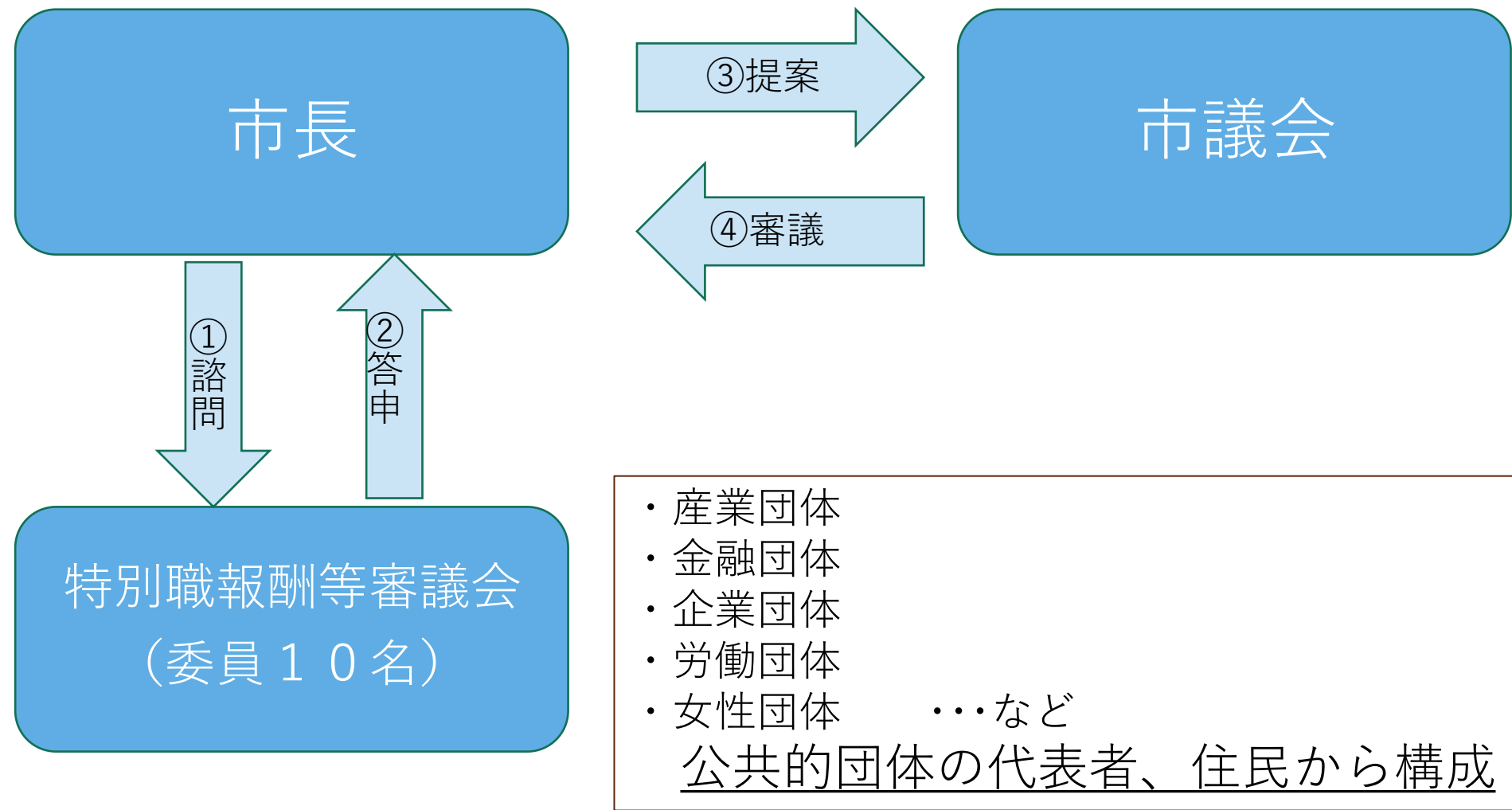
特別職の職員の給与を決定する際には、審議会の答申の額を上廻つて給与の額を決定し、または決定の実施時期を繰り上げることをしないよう充分配慮すること。

別記（資料項目）

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前五カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の職員報酬月額総額の住民一人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況（審議日数）

（注）5～7は、議会議員のみに係るものである。

日向市特別職報酬等審議会について



日向市特別職報酬等審議会設置までの経緯

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

日向市議会から議員報酬について引上げ審議の申入れ

- ・ 特別職報酬等審議会の開催を求める依頼書
- ・ 議会改革特別委員会がまとめた

「議員報酬に関する調査検討結果報告書」…を提出



市長「議員の総意ということで重く受け止め、審議会開催については速やかに検討に入りたい。」と述べた。

2

議員報酬

及び市長・副市長及び教育長の給与について

12. 議員報酬及び市長・副市長の給与
13. 議員の月収・年収（参考：市長の月収・年収）
14. 特別職報酬額の変遷
15. 特別職報酬額等の改定経過・答申内容
16. 県内 9 市の特別職報酬等の状況
17. 県内 9 市の議員定数、報酬等の状況
18. 類似団体における税込、人口規模、特別職報酬額

議員報酬及び市長・副市長の給与

今回の
審議会
諮問範囲

一般職手当
を準用

議長 副議長 議員	市長 副市長 教育長	
議員報酬（月額） 議長 433,000円 副議長 379,000円 議員 358,000円	給料（月額） 市長 865,000円 副市長 692,000円 教育長 618,000円	退職手当 給料月額 × 在職月数 × 支給割合 (50/100)
	地域手当※	
期末手当 (議員報酬月額 × 1.15 × 1.725) × 2 (令和7年度)	期末手当 { (給料額 + 扶養手当 + 地域手当) × 1.15 × 1.725 } × 2 (令和7年度)	

※地域手当
勤務地の物価や生活費の違いを考慮して、給料月額に上乗せして支給される手当。日向市の場合には対象とならない。

政務活動費
(月額 12,500円が上限)

調査旅費
委員会視察等に係る経費

議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付
(政務活動費の具体例)
・ 市政について住民に報告するために必要になる経費
・ 政策形成等に必要な研修会等に参加するための経費

議員の月収・年収（税控除前の金額）

月収	議長	月額	433,000円			
	副議長		379,000円			
	議員		358,000円			
年収	議長	433,000円	× 12月	+	期末手当	6,913,926円
	副議長	379,000円	× 12月	+		6,051,682円
	議員	358,000円	× 12月	+		5,716,364円

(報酬月額 × 1.15 × 1.725月) × 年2回

1,717,926円	=	6,913,926円
1,503,682円	=	6,051,682円
1,420,364円	=	5,716,364円

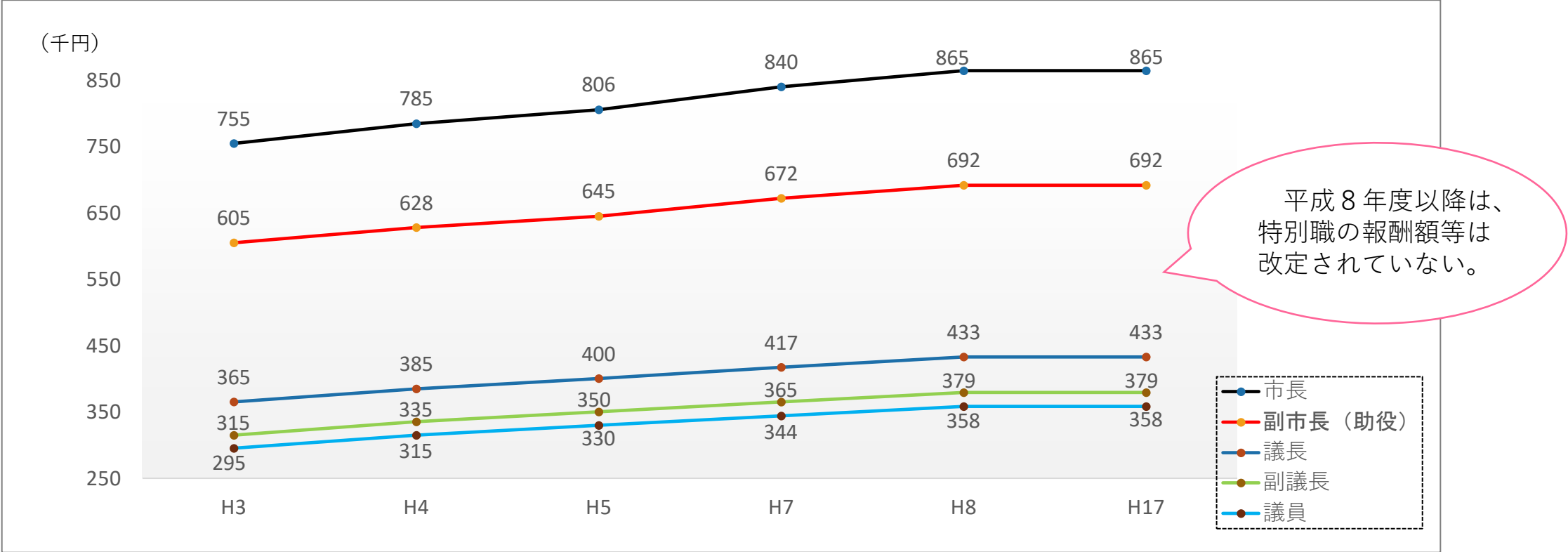
(参考) 市長の月収・年収・退職手当（税控除前）

月収	月額 865,000円	+	地域手当 0円	=	865,000円
年収	月額 × 12か月分 10,380,000円	+	期末手当 3,431,886円	=	13,811,886円
任期4年ごと	退職手当 給料月額 × 在職月数 × 0.5	=			20,760,000円

期末手当 (給料月額 × 1.15 × 1.725月) × 年2回

3,431,886円	=	13,811,886円
------------	---	-------------

特別職報酬額等の変遷



	市長		副市長（助役）		議長		副議長		議員	
	給料月額	改定率	給料月額	改定率	給料月額	改定率	給料月額	改定率	給料月額	改定率
平成3年	755,000	5.6	605,000	5.2	365,000	6.7	315,000	7.9	295,000	8.5
平成4年	785,000	4.0	628,000	3.8	385,000	5.5	335,000	6.3	315,000	6.8
平成5年	806,000	2.7	645,000	2.7	400,000	3.9	350,000	4.5	330,000	4.8
平成7年	840,000	4.2	672,000	4.2	417,000	4.3	365,000	4.3	344,000	4.2
平成8年	865,000	3.0	692,000	3.0	433,000	3.8	379,000	3.8	358,000	4.1
平成17年	865,000	0.0	692,000	0.0	433,000	0.0	379,000	0.0	358,000	0.0

特別職報酬額等の改定経過・答申内容

●平成8年特別職報酬等審議会（平成8年12月10日答申）

改定答申

【附帯意見】

市議会議員及び三役（市長・助役・収入役）の報酬等の改定について、毎年諮問すること。

●平成17年特別職報酬等審議会（平成17年10月24日答申）

据置答申

【附帯意見】

市議会議員及び三役（市長・助役・収入役）の報酬等の改定について、毎年諮問すること。

県内 9 市 特別職報酬額等の状況

	人口 (人)	市長 (給料月額・9市順位)		副市長 (給料月額・9市順位)		教育長 (給料月額・9市順位)		議長 (報酬月額・9市順位)		副議長 (報酬月額・9市順位)		議員 (報酬月額・9市順位)	
宮崎市	392,274	1,053,000	1	(2名) 840,000	1	713,000	1	696,000	1	625,000	1	583,000	1
都城市	161,932	940,000	3	総括担当 755,000 事業担当 675,000	3	675,000	3	500,000	3	420,000	3	400,000	3
延岡市	112,864	955,000	2	(2名) 770,000	2	680,000	2	516,000	2	471,000	2	435,000	2
日向市	57,504	865,000	4	市長給料月額×0.8 692,000	4	市長給料月額×約0.7 618,000	4	市長給料月額×約0.5 433,000	4	379,000	4	358,000	4
日南市	47,648	783,000	7	638,000	6	545,000	8	397,000	6	341,000	6	327,000	6
小林市※	41,601	788,000	6	629,000	7	567,000	6	369,000	7	326,000	7	313,000	7
西都市	27,854	840,000	5	670,000	5	607,000	5	424,000	5	361,000	5	349,000	5
えびの市※	16,795	772,000	8	616,000	8	557,000	7	357,000	9	315,000	9	304,000	9
串間市	15,810	741,000	9	594,000	9	520,000	9	365,000	8	322,000	8	310,000	8

県内 9 市 議員定数、報酬等の状況

市	住基人口 (人)	議長 報酬月額 (円)	副議長 報酬月額 (円)	議員 報酬月額 (円)	議員条例 定数 (人)	報酬月額 合計(円)	議員1人 あたり人口 (人)	人口 1人あたり 報酬月額(円)	順位	政務 活動費	政務活動費 1人あたり 月額(円)
宮崎市	392,274	696,000	625,000	583,000	40	23,475,000	9,807	59.8	1	あり	80,000
都城市	161,932	500,000	420,000	400,000	29	11,720,000	5,584	72.4	2	あり	30,000
延岡市	112,864	516,000	471,000	435,000	27	11,862,000	4,180	105.1	3	なし	
日向市	57,504	433,000	379,000	358,000	20	7,256,000	2,875	126.2	5	あり	12,500
日南市	47,648	397,000	341,000	327,000	17	5,643,000	2,803	118.4	4	あり	12,500
小林市	41,601	369,000	326,000	313,000	19	6,016,000	2,190	144.6	6	あり	15,000
西都市	27,854	424,000	361,000	349,000	15	5,322,000	1,857	191.1	7	なし	
えびの市	16,795	357,000	315,000	304,000	14	4,320,000	1,200	257.2	8	あり	15,000
串間市	15,810	365,000	322,000	310,000	13	4,097,000	1,216	259.1	9	あり	20,000
9 市平均		450,778	395,556	375,444			3,524	148.2			
宮崎・都 城・延岡を 除く平均		390,833	340,667	326,833			2,024	182.8			

類似団体における税収、人口規模、特別職報酬額

- ・別紙資料に29団体の詳細を掲載
- ・下記の表は、29団体の特別職報酬額等の最高、最低、平均額を示したもの

	最高月額			最低月額			平均月額
市 長	福島県 白河市	人口：56,762人	1,030,000円	滋賀県 湖南市	人口：54,069人	760,000円	909,724円
副市長	兵庫県 三木市	人口：72,738人	830,000円	滋賀県 湖南市	〃	650,000円	747,983円
教育長	福島県 白河市	人口：56,762人	749,000円	秋田県 大館市	人口：64,824人	580,000円	667,293円
議 長	石川県 加賀市	人口：61,300人	590,000円	静岡県 湖西市	人口：56,971人	410,000円	477,586円
副議長	石川県 加賀市	〃	510,000円	静岡県 湖西市	〃	350,000円	421,931円
議 員	石川県 加賀市	〃	480,000円	滋賀県 栗東市	人口：70,266人	325,500円	393,500円

③ 財政状況

19 ～ 20 . 日向市の財政状況

21. 議会費（決算額）の一般財源に対する構成割合

22. 県内 9 市の人口・財政規模調

日向市の財政状況

1 決算（普通会計）の推移

（単位 千万円）

	平成18	平成23	平成28	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
歳入決算額①	2,512	2,878	3,220	3,244	3,979	3,574	3,405	3,457
歳出決算額②	2,472	2,786	3,142	3,170	3,897	3,480	3,316	3,326
形式収支③（①－②）	40	92	78	74	82	94	89	131
翌年度繰越財源④	9	8	37	5	19	23	16	67
実質収支③－④	31	84	41	69	63	71	73	64

2 将来負担比率

	平成18	平成23	平成28	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
将来負担比率	－	113.9%	79.2%	71.8%	59.4%	40.8%	30.4%	34.8%

3 基金残高の推移

（単位 千万円）

	平成18	平成23	平成28	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
基金残高	433	759	1,016	848	882	1,056	1,129	1,056

日向市の財政状況

4 将来の見通し

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度
歳入	3 3 1 億	3 3 4 億	3 4 1 億	3 1 4 億	3 1 7 億
歳出	3 3 4 億	3 3 9 億	3 4 7 億	3 2 1 億	3 2 5 億
収支	△ 3 億円	△ 5 億円	△ 6 億円	△ 7 億円	△ 8 億円

人口減少に伴う地方税や地方交付税の減少などが予想される一方、少子高齢化の進展などに伴う扶助費の増加や物価高騰に伴う物件費の増加に加え、公共施設の更新・改修や多様化・複雑化する市民ニーズへの対応など、更なる財政需要の増加が見込まれることから、市を取り巻く財政状況はより一層厳しいものになると予想される。

議会費（決算額）の一般財源に対する構成割合

普通会計の財源総額での割合

（単位 千万円）

	平成18	平成23	平成28	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	直近5か年 平均
普通会計総額	2,472	2,786	3,142	3,170	3,897	3,479	3,316	3,326	3,438
うち議会費	27	29	23	22	21	20	21	21	21
割合	1.1%	1.0%	0.7%	0.7%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%

うち一般財源での割合

（単位 千万円）

	平成18	平成23	平成28	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	直近5か年 平均
普通会計総額のうち一般会計	1,639	1,683	1,739	1,765	1,917	1,968	2,002	1,996	1,930
うち議会費の一般財源	27	29	23	22	21	20	20	20	21
割合	1.6%	1.7%	1.3%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%

県内 9 市の人口・財政規模調

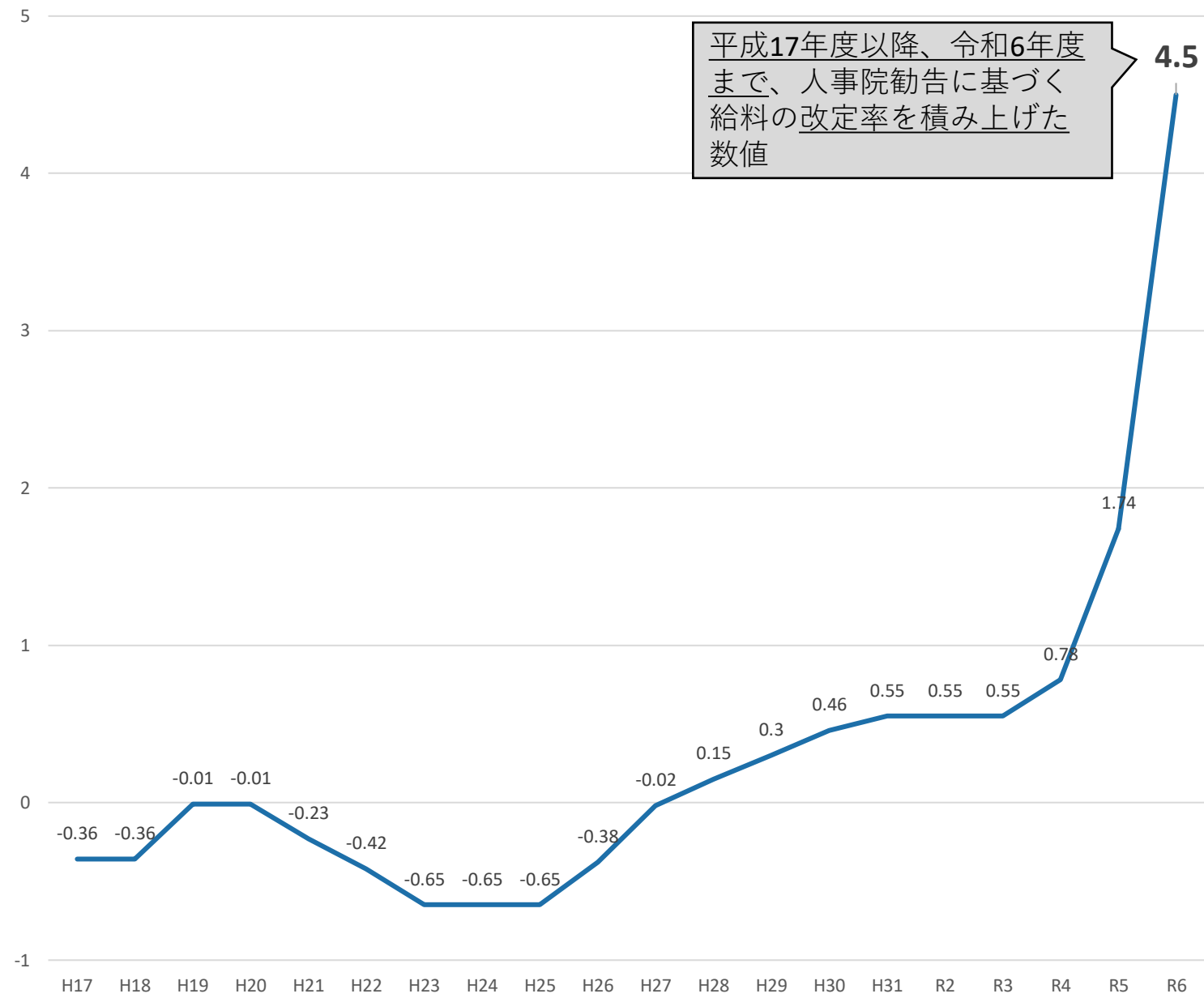
区分		宮崎市	都城市	延岡市	日向市	日南市	小林市	西都市	えびの市	串間市
人口（令和6年1月1日時点 住基人口）		397,406人	161,515人	115,847人	58,687人	49,037人	42,944人	28,503人	17,525人	16,517人
令和5年度普通会計決算	歳出（A）	196,247,545千円	129,988,378千円	69,891,005千円	33,255,827千円	34,672,071千円	32,202,854千円	23,736,904千円	13,943,295千円	16,104,228千円
	人件費（B）	21,388,792千円	12,023,278千円	9,733,919千円	5,189,377千円	4,619,602千円	3,828,200千円	3,047,107千円	2,367,892千円	2,174,726千円
	（B）／（A）	10.9%	9.2%	13.9%	15.6%	13.3%	11.9%	12.8%	17.0%	13.5%
	経常一般財源（C）	90,973,110千円	42,503,040千円	33,060,065千円	16,936,644千円	15,955,272千円	14,435,861千円	9,508,973千円	6,688,675千円	6,977,108千円
	人件費充当経常一般財源（D）	18,803,396千円	10,456,234千円	9,030,930千円	4,294,980千円	3,755,269千円	3,398,352千円	2,793,827千円	2,064,967千円	1,889,466千円
	（D）／（C）	20.7%	24.6%	27.3%	25.4%	23.5%	23.5%	29.4%	30.9%	27.1%
	経常収支比率	94.3%	95.9%	96.9%	89.7%	91.6%	95.7%	90.9%	96.5%	92.8%
	将来負担比率	20.9%	－	2.1%	34.8%	57.7%	70.6%	－	－	38.6%
財政力指数		0.69	0.54	0.52	0.55	0.40	0.38	0.38	0.35	0.31
人口（令和5年1月1日時点 住基人口）		399,576人	161,605人	117,563人	59,390人	49,989人	43,554人	28,867人	18,050人	16,990人
令和4年度普通会計決算	歳出（A）	188,663,443千円	124,649,700千円	69,471,701千円	33,161,395千円	35,973,505千円	29,673,201千円	23,095,065千円	14,221,431千円	15,147,200千円
	人件費（B）	22,109,918千円	12,446,068千円	10,079,737千円	5,146,320千円	4,701,158千円	3,862,775千円	3,092,760千円	2,317,340千円	2,207,083千円
	（B）／（A）	11.7%	10.0%	14.5%	15.5%	13.1%	13.0%	13.4%	16.3%	14.6%
	経常一般財源（C）	90,345,978千円	41,590,083千円	33,987,644千円	17,185,500千円	15,907,839千円	14,293,045千円	9,428,731千円	6,707,842千円	7,019,168千円
	人件費充当経常一般財源（D）	19,428,157千円	11,188,523千円	9,208,592千円	4,570,220千円	4,070,135千円	3,426,586千円	2,790,713千円	2,023,444千円	1,926,070千円
	（D）／（C）	21.5%	26.9%	27.1%	26.6%	25.6%	24.0%	29.6%	30.2%	27.4%
	経常収支比率	90.0%	95.2%	91.6%	88.9%	92.6%	95.9%	88.8%	92.3%	91.9%
	将来負担比率	30.1%	－	2.7%	30.4%	61.7%	67.0%	－	－	44.1%
財政力指数		0.70	0.55	0.50	0.54	0.40	0.38	0.39	0.35	0.31

4 その他

- 23. 人事院勧告に基づく一般職給与の累積改定率
- 24. 議員活動状況
- 25. 令和5年 宮崎市消費者物価の動向
- 26. 今後の審議会スケジュール（案）
- 27. 審議会後の流れ（予定）

人事院勧告に基づく一般職給与の累積改定率

	月例給	特別給（ボーナス）	
	改定率(%)	年間支給月数(月)	対前年比(月)
H17	-0.36	4.45	+ 0.05
H18	—	4.45	—
H19	0.35	4.50	+ 0.05
H20	—	4.50	—
H21	-0.22	4.15	− 0.35
H22	-0.19	3.95	− 0.20
H23	-0.23	3.95	—
H24	—	3.95	—
H25	—	3.95	—
H26	0.27	4.10	+ 0.15
H27	0.36	4.20	+ 0.10
H28	0.17	4.30	+ 0.10
H29	0.15	4.40	+ 0.10
H30	0.16	4.45	+ 0.05
R1	0.09	4.50	+ 0.05
R2	—	4.45	− 0.05
R3	—	4.30	− 0.15
R4	0.23	4.40	+ 0.10
R5	0.96	4.50	+ 0.10
R6	2.76	4.60	+ 0.10
累計	4.50%		+ 0.20月



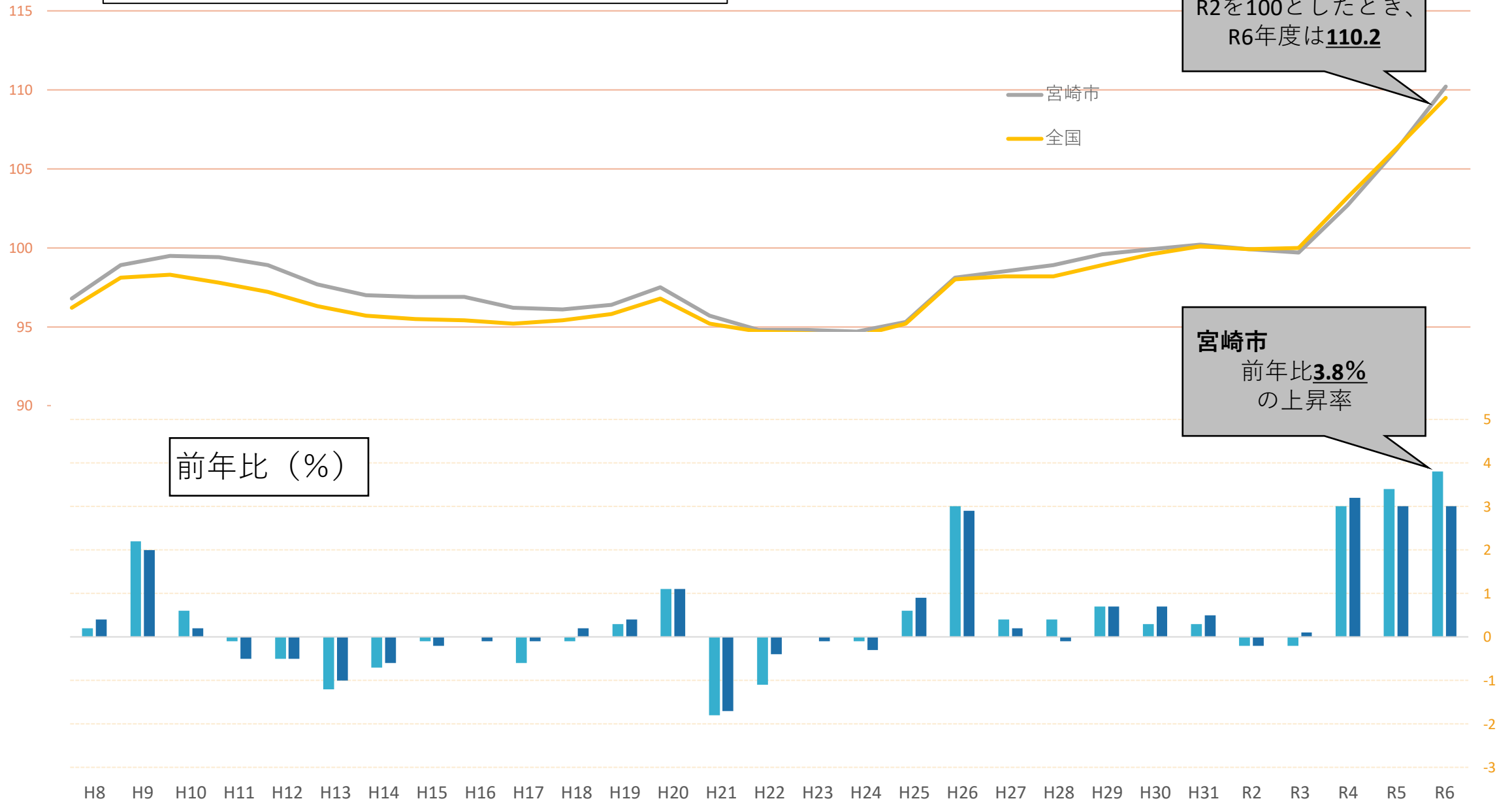
議員活動状況

「議員報酬に関する調査検討結果報告書」より

	議員定数26人	議員定数26人	※在任特例 34 人	議員定数22人	議員定数22人	議員定数20人	議員定数20人
会 議 名 / 年	平成 12 (2000) 年	平成 13 (2001) 年	平成18 (2006) 年	平成23 (2011) 年	平成24 (2012) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
1. 会期日数（定例会、臨時会）	73日	76日	87日	108日	108日	107日	108日
2. 本会議日数（定例会、臨時会）	27日	28日	26日	28日	28日	30日	30日
3. 常任委員会 ①会期中	29日	28日	25日	23日	33日	25日	25日
②閉会中	18日	30日	20日	13日	21日	21日	15日
常任委員会(小計)	47日（4委員会）	58日（4委員会）	45日（4委員会）	36日（3委員会）	54日（3委員会）	46日（4委員会）	40日（3委員会）
4. 特別委員会 ①会期中	6日	10日	5日	7日	4日	12日	15日
②閉会中	28日	36日	21日	15日	39日	15日	19日
特別委員会(小計)	34日（8委員会）	46日（8委員会）	26日（5委員会）	22日（委員会）	43日 3(委員会)	27日（3委員会）	34日（3委員会）
5. 議会運営委員会 ①会期中	10回	9回	10回	11回	11回	12回	10回
②閉会中	11回	8回	14回	5回	8回	8回	6回
議会運営委員会(小計)	21回	17回	24回	16回	19回	20回	16回
6. 全員協議会 ①会期中	8回	7回	5回	1回	5回	10回	7回
②閉会中	0回	0回	3回	1回	1回	2回	1回
全員協議会(小計)	8回	7回	8回	2回	6回	12回	9回
7. 市民懇談会	0日	0日	0日	0日	0日	0日	2日
8-1. 高校生との意見交換会	0日	0日	0日	0日	0日	5日	4日
8-2. 意見交換会 関係会議	0日	0日	0日	0日	0日	10日	13日
9. イベントブース設置※準備含	0日	0日	0日	0日	0日	4日	4日
活動日数(回数) 合計 [2～9]	137日	156日	129日	104日	150日	154日	152日

(※資料元：各年度「市議会のしおり」：議会活動記載部分より) ※左記資料で確認可能な平成12年(2000年)以降、抜粋して記載。

宮崎市 消費者物価指数の動向 (R2 = 100)



今後の審議会スケジュール（案）

第2回 令和7年7月23日（水） 14時～

- 【議題】・第1回議題のふりかえり
・改定案について

第3回 令和7年8月4日（月） 10時30分～

- 【議題】・改定案の決定
・答申書について

審議会後の流れ（予定）

